

登別市介護予防・日常生活支援総合事業に係る新たなサービス導入に向けた説明会

～新しい訪問型・通所型サービスについて～

第1回事業者向け説明会

平成29年7月28日(金)

登別市保健福祉部高齢・介護グループ

介護予防・日常生活支援総合事業の概要

目的

市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とします。

背景

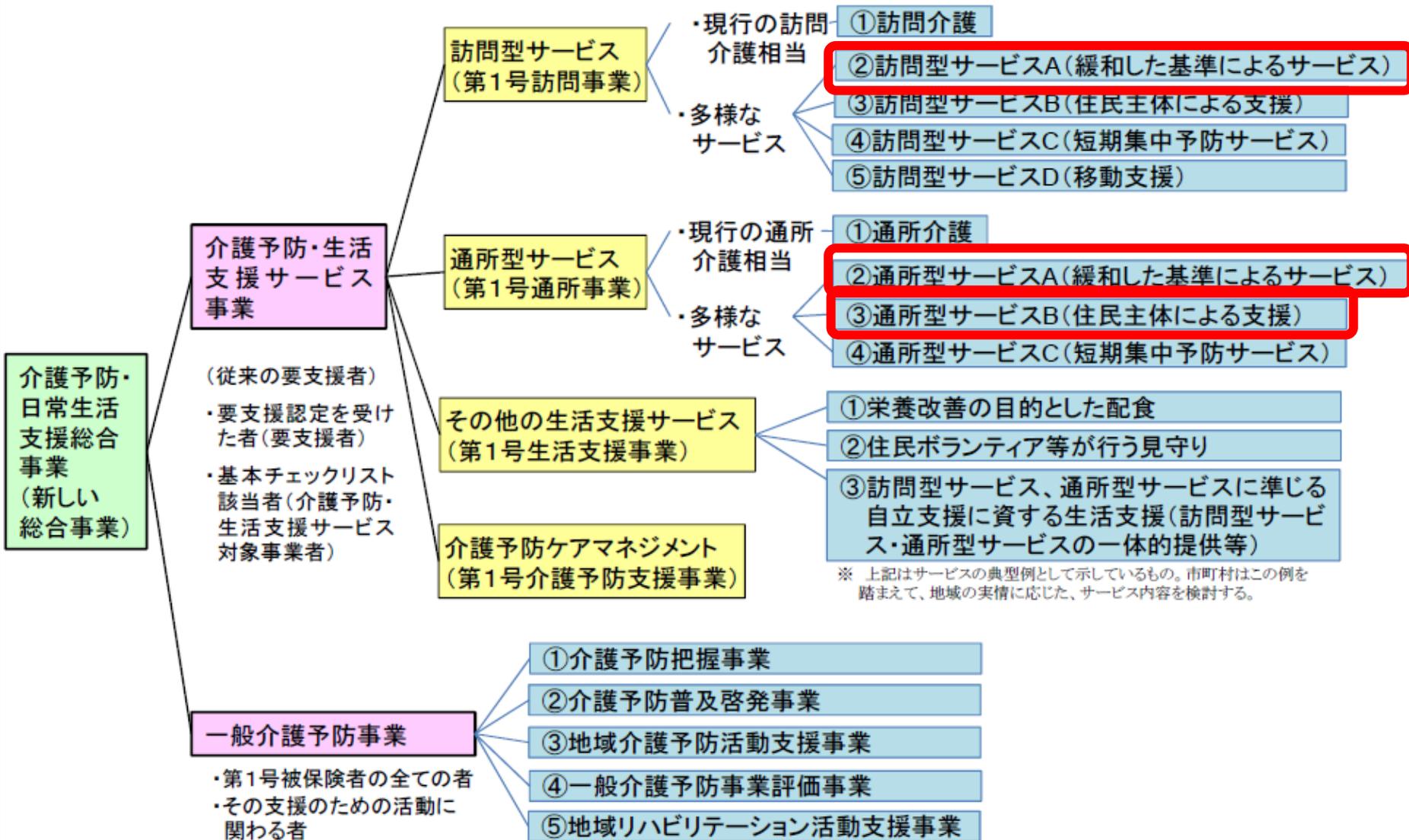
- ◆ 75歳以上人口は増加し続けるが、生産年齢人口は減少(2025年には団塊の世代75歳以上)
- ◆ 単身世帯・高齢者のみ世帯の増加
- ◆ 生活支援ニーズが急速に増大

担い手不足と介護給付費の増大



人員基準を緩和したサービス等の導入により対応

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



新たに導入するサービスの概要 ① (案)

平成30年度から新たに導入するサービスは、多様なサービスである「訪問型サービスA」及び「通所型サービスA・B」とします。

対象は、要支援1・2及びチェックリストにより一定の基準を満たした方(以下「事業対象者」という。)とします。

訪問型サービス

○訪問型サービスA

- 現行の介護予防訪問介護との違いは、**身体介護を伴わない生活援助のみとなること、「市が指定する研修修了者」によるサービス提供が可能となることです。**
- **報酬については、現行相当サービスの算定単価の約83%です。**

通所型サービス

○通所型サービスA

- 従前の介護予防通所介護との違いは、**サービスの提供時間の目安を半日程度としたこと、生活相談員・看護職員・機能訓練員の不配置を可としたことです。**
- **報酬については、現行相当サービスの算定単価の約82%です。**

○通所型サービスB

- **日常生活支援や身体機能の向上、交流の場の提供などにより、要支援者等の自立を支援するサービスを提供する法人等へ、運営経費の一部を補助します。**

新たに導入するサービスの概要 ②(案)

加算・減算

新たに導入するサービスは、介護事業者のほか、民間企業など多様な主体の参画による実施を想定しているため、介護事業所の体制等に係る加算・減算については、設定しない予定です。

現行相当のサービス

登別市の原則的なサービスは、サービスAとなりますが、**身体介護や専門職による支援が必要な場合等は現行相当のサービスの利用が可能**となります。

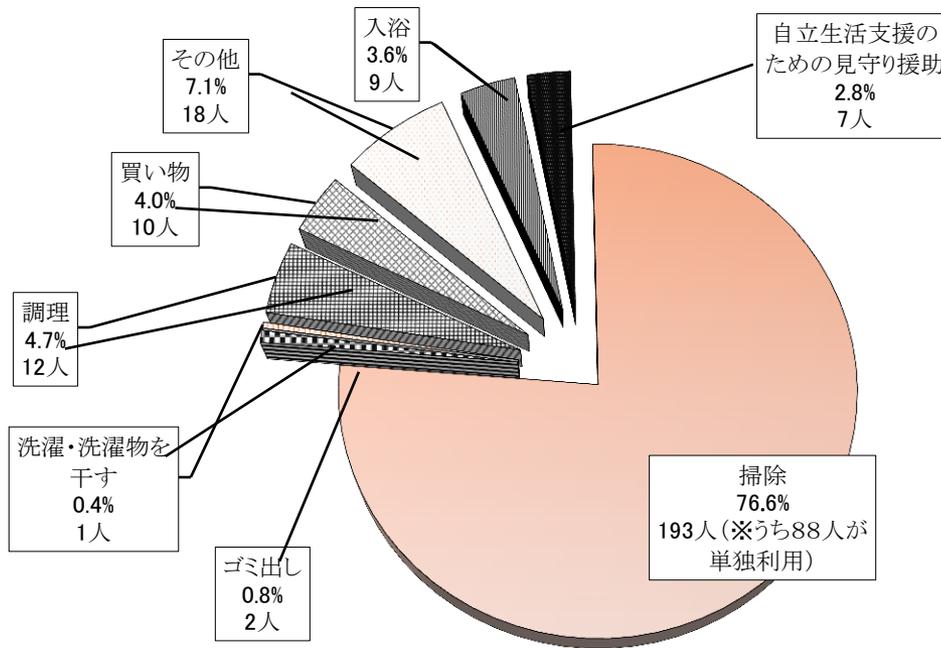
現行相当サービスの利用が想定される例

- 認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障があるような症状や行動を伴うもの
- 退院直後で状態が変化しやすいもの など

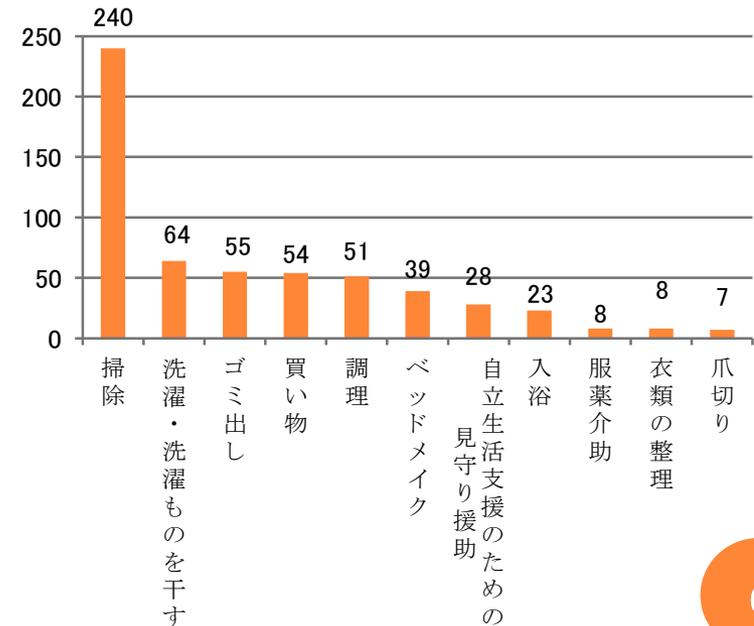
介護予防訪問介護サービスの利用状況

サービス利用者数(要支援1…141人、要支援2…111人、計252人)

介護予防訪問介護で主な目的としているサービス内容



介護予防訪問介護のサービス利用状況



訪問型サービスのサービス内容等(案)

区分	介護予防訪問介護 相当サービス	訪問型サービスA (指定事業者)	訪問型サービスA (委託事業者)
提供者	訪問介護事業者	訪問介護事業者	民間事業者・NPO法人等
サービス 内 容	○訪問介護と同様のサービス ○訪問介護員による身体介護、生活援助	○訪問介護員等の従事者による掃除、洗濯、調理、買い物、ゴミ出し等の生活援助 ○身体介護(排泄・食事介助、清拭・入浴等)を行わない ○20分以上45分未満の活動を目安とする	
サービス 対象者	原則、要支援1・2の者で、 ○既にサービスを利用しており、継続が必要なケース ○身体介護が必要なケース ○認知機能の低下や退院直後で状態が変化しやすいなど、専門的なサービスが必要なケースなど	要支援1・2、事業対象者で、 ○身体介護が不要で、生活援助が必要なケース	
人員 基準	①管理者 常勤・専従1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 【資格要件:なし】 ②訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ③サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上(一部非常勤可) 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】	①管理者 専従1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 【資格要件:なし】 ②従事者 利用者の数に必要な数と認められる数 ※定期訪問が可能な人員 1人以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、市の指定する研修修了者】 ③訪問事業責任者 利用者50人に1人以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、市の指定する研修修了者】 ※市の指定する研修は、平成29年度については、10月実施予定の介護サービス人材確保事業の研修を充てる予定。	①管理者 専従1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、市の指定する研修修了者】 ②従事者 利用者の数に必要な数と認められる数 ※定期訪問が可能な人員 1人以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、市の指定する研修修了者】 ③訪問事業責任者 利用者50人に1人以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、市の指定する研修修了者】 ※市の指定する研修は、平成29年度については、10月実施予定の介護サービス人材確保事業の研修を充てる予定。

訪問型サービスのサービス内容等(案)

区分	介護予防訪問介護 相当サービス	訪問型サービスA (指定事業者)	訪問型サービスA (委託事業者)
設備 基準	①事業運営に必要な広さを有する専用の区画 ②必要な設備・備品	①事業運営に必要な広さを有する専用の区画 ②必要な設備・備品	①事業運営に必要な広さを有する専用の区画 ②必要な設備・備品
運営 基準	①清潔の保持・健康状態管理 ②秘密保持 ③事故発生時の対応 ④休廃止の届出・便宜提供等 ⑤個別サービス計画作成 ⑥運営規定の説明・同意 ⑦提供拒否の禁止 など	①清潔の保持・健康状態管理 ②秘密保持 ③事故発生時の対応 ④休廃止の届出・便宜提供等 ⑤個別サービス計画作成 ⑥運営規定の説明・同意 ⑦提供拒否の禁止 など	①清潔の保持・健康状態管理 ②秘密保持 ③事故発生時の対応 ④休廃止の届出・便宜提供等 ⑤個別サービス計画作成 ⑥運営規定の説明・同意 ⑦提供拒否の禁止 など
算定 単位	1月当たり	1月当たり / 1回当たり	1回当たり
単価	○単価は、現行の介護予防訪問介護と同額 ①事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 1,168単位 ②事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 2,335単位 ③事業対象者、要支援2 (週2回を超える程度) 3,704単位 <加算・減算> 予防給付(訪問介護)と同等 ①初回加算200単位/月 ②生活機能向上連携加算100単位/月 ③介護職員処遇改善加算 ほか	単価を83%程度に設定(有資格者との給与水準の差を考慮) *平成30~32年度においては、経過措置として減額率を逐減する予定 ①事業対象者、要支援1・2 (週1回程度) 月3回まで 回数払い 242単位/回 月4回以上 月額払い 968単位/月 ②事業対象者、要支援1・2 (週2回程度) 月7回まで 回数払い 243単位/回 月8回以上 月額払い 1,936単位/月 ③要支援2 (週2回を超える程度) 月11回まで 回数払い 256単位/回 月12回以上 月額払い 3,071単位/月 <加算> 初回加算 200単位/月・生活機能向上連携加算100単位/月 <減算> 無し	①事業対象者、要支援1・2 回数払い 2,000円/回 (1月の上限 10回) <加算> 無し <減算> 無し

訪問型サービスのサービス内容等(案)

区分	【経過措置】 訪問型サービスA(指定事業者)		
実施年度	平成30年度 単価を96.5%程度に設定	平成31年度 単価を93.0%程度に設定	平成32年度 単価を89.5%程度に設定
単価	①事業対象者、要支援1・2（週1回程度） 月3回まで 回数払い 281 単位/回 月4回以上 月額払い 1,127 単位/月 ②事業対象者、要支援1・2（週2回程度） 月7回まで 回数払い 282 単位/回 月8回以上 月額払い 2,253 単位/月 ③要支援2（週2回を超える程度） 月11回まで 回数払い 297 単位/回 月12回以上 月額払い 3,574 単位/月 <加算> 初回加算 200単位/月・生活機能向上 連携加算100単位/月 <減算> 無し	①事業対象者、要支援1・2（週1回程度） 月3回まで 回数払い 271 単位/回 月4回以上 月額払い 1,086 単位/月 ②事業対象者、要支援1・2（週2回程度） 月7回まで 回数払い 272 単位/回 月8回以上 月額払い 2,171 単位/月 ③要支援2（週2回を超える程度） 月11回まで 回数払い 287 単位/回 月12回以上 月額払い 3,444 単位/月 <加算> 初回加算 200単位/月・生活機能向上 連携加算100単位/月 <減算> 無し	①事業対象者、要支援1・2（週1回程度） 月3回まで 回数払い 261 単位/回 月4回以上 月額払い 1,045 単位/月 ②事業対象者、要支援1・2（週2回程度） 月7回まで 回数払い 262 単位/回 月8回以上 月額払い 2,089 単位/月 ③要支援2（週2回を超える程度） 月11回まで 回数払い 276 単位/回 月12回以上 月額払い 3,315 単位/月 <加算> 初回加算 200単位/月・生活機能向上 連携加算100単位/月 <減算> 無し

※人員基準を緩和したことにより、市の指定する研修修了者によるサービス提供が可能となりますが、介護人材が不足する中で、新たな雇用が必要となることを考慮し、経過措置を設ける予定です。

訪問型サービスのサービス内容等(案)

区分	介護予防訪問介護 相当サービス	訪問型サービスA (指定事業者)	訪問型サービスA (委託事業者)
利用者負担	介護予防訪問介護における報酬と同等 1割、一定以上所得者は2割	介護予防訪問介護における報酬と同等 1割、一定以上所得者は2割	介護予防訪問介護における報酬と同等 1割、一定以上所得者は2割
請求方法	国保連合会へ請求	国保連合会へ請求	市へ直接請求
ケアマネジメント	A	A	A
利用限度額	要支援1・事業対象者 : 5,003単位 要支援2 : 10,473単位		
限度額管理	○	○	対象外

(平成29年3月末時点)

要支援認定者数

1,330人

うち介護予防訪問介護利用者

275人 (※4月の請求件数を利用者数とした)

※平成30年度の訪問サービスAの利用者は
毎月 **13人** 程度と推計しています。

訪問型サービスAの請求について(案)

サービス提供実績(提供回数)に基づく、当初のケアプランで予定していた各提供頻度の1回あたりの単位での請求となります。

5週ある月などは月額包括単位での請求となります。

《請求例》

例1	週1回程度の利用者に対して、1月に3回サービス提供した場合	281単位×3回
例2	週1回程度の利用者に対して、1月に5回サービス提供した場合	1,127単位
例3	週2回程度の利用者に対して、1月に7回サービス提供した場合	282単位×7回
例4	週2回程度の利用者に対して、1月に10回サービス提供した場合	2,253単位
例5	週2回程度の利用者に対して、1月に8回のサービス提供を予定していたが、利用者が月の途中で入院したため、1月に3回の提供となった場合	282単位×3回

訪問介護、現行相当と訪問Aを一体的に運営する場合のサービス提供責任者・訪問事業責任者の配置の考え方

《配置例 1》

同一事業所での一体運営

要介護・現行相当
利用者 35名

サービスA
利用者 5名

サービス提供責任者（常勤・専従）1名
※サービス提供責任者が訪問事業責任者を兼務

人員基準: 訪問介護または現行相当の人員基準を満たした上で、訪問型サービスAの従事者を必要数配置します。

訪問介護、現行相当と訪問Aを一体的に運営する場合のサービス提供責任者・訪問事業責任者の配置の考え方

《配置例 2》

同一事業所での一体運営

要介護・現行相当
利用者 35名

サービスA
利用者 55名

サービス提供責任者
(常勤・専従) 1名

※サービス提供責任者が訪問事業責任者を兼務

訪問事業責任者 1名

人員基準: 訪問介護または現行相当の人員基準を満たした上で、訪問型サービスAの従事者を必要数配置します。

新たに導入するサービスの概要 ① (案)

平成30年度から新たに導入するサービスは、多様なサービスである「訪問型サービスA」及び「通所型サービスA・B」とします。

対象は、要支援1・2及びチェックリストにより一定の基準を満たした方(以下「事業対象者」という。)とします。

訪問型サービス

○訪問型サービスA

- 現行の介護予防訪問介護との違いは、身体介護を伴わない生活援助のみとなること、「市が指定する研修修了者」によるサービス提供が可能となることです。
- 報酬については、現行相当サービスの算定単価の約83%です。

通所型サービス

○通所型サービスA

- **従前の介護予防通所介護との違いは、サービスの提供時間の目安を半日程度としたこと、生活相談員・看護職員・機能訓練員の不配置を可としたことです。**
- **報酬については、現行相当サービスの算定単価の約82%です。**

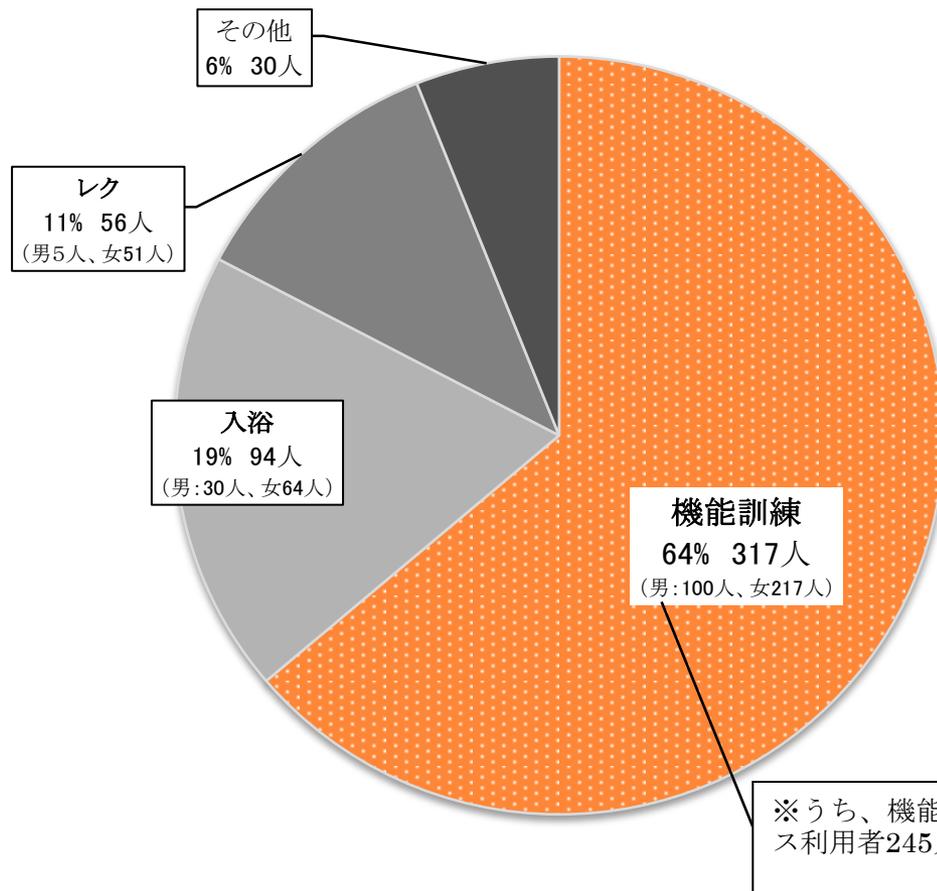
○通所型サービスB

- **日常生活支援や身体機能の向上、交流の場の提供などにより、要支援者等の自立を支援するサービスを提供する法人等へ、運営経費の一部を補助します。**

介護予防通所介護サービスの利用状況

サービス利用者数(要支援1…309人、要支援2…188人、計497人)

介護予防通所介護で主な目的としているサービス内容



利用時間	
半日	一日
268人	229人
53.9%	46.1%

利用頻度		
週1回	週2回	週3回
341人	155人	1人
68.7%	31.2%	1%

通所型サービスのサービス内容等(案)

区分	介護予防通所介護 相当サービス	通所型サービスA (指定事業者)	通所型サービスB (指定事業者以外)
提供者	通所介護事業者	通所介護事業者	民間事業者・NPO法人等
サービス 内 容	○通所介護と同様のサービス ○日常生活支援、機能訓練	○ 体操(30分以上必須) 、レクリエーション、 機能訓練、送迎等 ○ 半日(3時間)程度のサービス を目安とする	○ 体操(30分以上必須) 、レクリエーション、 身体機能の向上に特化した体操、 送迎 等 ○ 半日(3時間)程度のサービス を目安とする
サービス 対象者	原則、要支援1・2の者で、 ○既にサービスを利用しており、継続が必要な ケース ○ケアマネジメントで、専門職によるサービスが必要 と認められるケース	要支援1・2、事業対象者	要支援1・2、事業対象者で、 ○入浴・食事等が不要で、自力歩行ができるケース ※通所型サービスAとの併用は原則不可とするが、 サービスAからサービスBに移行することを前提と した場合には、週1回の利用を超えない範 囲で併用を可とする予定。
人員 基準	①管理者 常勤・専従1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他 事業所等の職務に従事可能 【資格要件:なし】 ②介護員等 15人以下専従1人以上 15人超 利用者1人につき専従0.2人以上 【資格要件:なし】 ③生活相談員 専従1人以上 ④看護職員 専従1人以上 ⑤機能訓練指導員 1人以上	①管理者 専従1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他 事業所等の職務に従事可能 【資格要件:なし】 ②従事者 15人以下専従1人以上 15人超 利用者1人につき専従0.2人以上 【資格要件:なし】 ③ - ④ - ⑤ -	①代表者 1人以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他 事業所等の職務に従事可能 【資格要件:なし】 ②サポーター 1人以上 【資格要件:PT、健康運動指導士、健康運動実践 指導者、 市が指定する研修修了者 等】 ※市の指定する研修は、平成29年度については、 9月、11月、1月に実施予定の介護予防体操研 修会を充てる予定。 (かるやか体操、タオル体操、リズム体操、脳トレー ニング、レクリエーション紹介、口腔体操など)

通所型サービスのサービス内容等(案)

区分	介護予防通所介護 相当サービス	通所型サービスA (指定事業者)	通所型サービスB (指定事業者以外)
設備 基準	<ul style="list-style-type: none"> ① 食堂及び機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ② 静養室・相談室・事務室 ③ 消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④ 必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ① サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ② - ③ 消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④ 必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ① サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ② - ③ 消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④ 必要なその他の設備・備品
運営 基準	<ul style="list-style-type: none"> ① 清潔の保持・健康状態管理 ② 秘密保持 ③ 事故発生時の対応 ④ 休廃止の届出・便宜提供等 ⑤ 個別サービス計画作成 ⑥ 運営規定の説明・同意 ⑦ 提供拒否の禁止 など 	<ul style="list-style-type: none"> ① 清潔の保持・健康状態管理 ② 秘密保持 ③ 事故発生時の対応 ④ 休廃止の届出・便宜提供等 ⑤ 個別サービス計画作成 ⑥ 運営規定の説明・同意 ⑦ 提供拒否の禁止 など 	<ul style="list-style-type: none"> ① 清潔の保持・健康状態管理 ② 秘密保持 ③ 事故発生時の対応 ④ 休廃止の届出・便宜提供 など
算定 単位	1月当たり	1月当たり / 1回当たり	1月当たり / 1回当たり
単価	<p>○単価は従前の介護予防通所介護と同額</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 要支援1 1,647単位/月 ② 要支援2 3,377単位/月 <p><加算></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生活機能向上グループ加算 ② 運動器機能向上加算 ③ 選択的サービス複数実施加算 ④ 事業所評価加算 ⑤ サービス提供体制強化加算 ⑥ 介護職員処遇改善加算 など <p><減算></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 同一建物減算 ② 定員超過による減算(単位数×70/100) ③ 人員欠如による減算(単位数×70/100) 	<p>○単価を82パーセント程度に設定(人員配置、サービス提供時間を考慮)</p> <p>※平成30～32年度においては、経過措置として減額率を逡減する予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業対象者、要支援1 <ul style="list-style-type: none"> 月3回まで 回数払い 337単位/回 月4回以上 月額払い 1,346単位/月 ② 要支援2 <ul style="list-style-type: none"> 月7回まで 回数払い 345単位/回 月8回以上 月額払い 2,759単位/月 <p><加算></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生活機能向上グループ加算 100単位/月 ② 運動器機能向上加算 225単位/月 ③ 栄養改善加算 150単位/月 ④ 口腔機能向上加算 150単位/月 <p><減算></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 定員超過による減算(単位数×70/100) ② 人員欠如による減算(単位数×70/100) 	<p>○サービスの立ち上げから運営が軌道に乗るまでの3年間を対象とし運営経費の一部を補助。</p> <p>①回数払い サービス利用者1回の利用につき、500円を活動費(車両維持管理経費)として補助 (ただし、補助は週1回までとする)</p> <p>②月額補助 管理者経費及びスタッフ活動費として1月12,500円を補助。 受け入れ人数が5人を超えるごとに、運営管理経費として、12,500円を加算する。ただし、運営管理費は1月100,000円を限度とする。</p> <p>≪受入れ人数による月額補助例≫</p> <ul style="list-style-type: none"> 4人まで 12,500円/月 5～9人 25,000円/月 ～ 30人以上 100,000円/月

区分	【経過措置】 通所型サービスA(指定事業者)		
実施年度	平成30年度 単価を96.5%程度に設定	平成31年度 単価を93.0%程度に設定	平成32年度 単価を89.5%程度に設定
単価	<p>①事業対象者、要支援1 月3回まで 回数払い 397単位/回 月4回以上 月額払い 1.589単位/月</p> <p>②要支援2 月7回まで 回数払い 407単位/回 月8回以上 月額払い 3.258単位/月</p> <p><加算> ①生活機能向上グループ加算 100単位/月 ②運動器機能向上加算 225単位/月 ③栄養改善加算 150単位/月 ④口腔機能向上加算 150単位/月</p> <p><減算> ①定員超過による減算(単位数×70/100) ②人員欠如による減算(単位数×70/100)</p>	<p>①事業対象者、要支援1 月3回まで 回数払い 382単位/回 月4回以上 月額払い 1.531単位/月</p> <p>②要支援2 月7回まで 回数払い 392単位/回 月8回以上 月額払い 3.140単位/月</p> <p><加算> ①生活機能向上グループ加算 100単位/月 ②運動器機能向上加算 225単位/月 ③栄養改善加算 150単位/月 ④口腔機能向上加算 150単位/月</p> <p><減算> ①定員超過による減算(単位数×70/100) ②人員欠如による減算(単位数×70/100)</p>	<p>①事業対象者、要支援1 月3回まで 回数払い 368単位/回 月4回以上 月額払い 1.474単位/月</p> <p>②要支援2 月7回まで 回数払い 377単位/回 月8回以上 月額払い 3.022単位/月</p> <p><加算> ①生活機能向上グループ加算 100単位/月 ②運動器機能向上加算 225単位/月 ③栄養改善加算 150単位/月 ④口腔機能向上加算 150単位/月</p> <p><減算> ①定員超過による減算(単位数×70/100) ②人員欠如による減算(単位数×70/100)</p>

※サービス提供時間の短縮、人員配置基準の緩和を行いますが、受け入れ体制を整える期間を考慮し、経過措置を設ける予定です。

通所型サービスのサービス内容等(案)

区分	介護予防通所介護 相当サービス	通所型サービスA (指定事業者)	通所型サービスB (指定事業者以外)
利用者負担	介護予防訪問介護における報酬と同等 1割、一定以上所得者は2割	介護予防訪問介護における報酬と同等 1割、一定以上所得者は2割	サービス提供団体にて設定
請求方法	国保連合会へ請求	国保連合会へ請求	市へ直接請求を想定
ケアマネジメント	A	A	C
利用限度額	要支援1・事業対象者 : 5,003単位 要支援2 : 10,473単位		
限度額管理	○	○	対象外

(平成29年3月末時点)

要支援認定者数

1,330人

うち介護予防通所介護利用者

522人(※4月の請求件数を利用者数とした)

※平成30年度の現行相当の通所サービス以外の利用者は
毎月 **27** 人程度と推計しています。

訪問型サービスBの請求について(案)

サービス提供実績(提供回数)に基づく、1回あたりの単位での請求となります。
5週ある月などは月額包括単位での請求となります。

《請求例》

例1	事業対象者、要支援1の利用者に対して、1月に3回サービス提供した場合	397単位×3回
例2	事業対象者、要支援1の利用者に対して、1月に5回サービス提供した場合	1,589単位
例3	要支援2の利用者に対して、1月に7回サービス提供した場合	407単位×7回
例4	要支援2の利用者に対して、1月に10回サービス提供した場合	3,258単位
例5	要支援2の利用者に対して、1月に8回のサービス提供を予定していたが、利用者の体調不良により、1月に5回の提供となった場合	407単位×5回

通所介護、現行相当と通所Aを一体的に運営する 場合の介護職員・従事者の配置の考え方

《配置例 1》

同一事業所での一体運営

要介護・現行相当
利用者 10名
(1単位)

サービスA
利用者 5名
(1単位)

介護職員 1名の確保が必要

人員基準:通所介護または現行相当の人員基準を満たした上で、
通所型サービスAの従事者を必要数配置します。

通所介護、現行相当と通所Aを一体的に運営する 場合の介護職員・従事者の配置の考え方②

《配置例 2》

同一事業所での一体運営

要介護・現行相当
利用者 20名
(1単位)
介護職員 2名必要

サービスA
利用者 15名
(1単位)
従事者 1名必要

介護職員 2名 + 従事者 1名が必要

※35人の利用者が全て現行相当だった場合、介護職員は5人必要

人員基準:通所介護または現行相当の人員基準を満たした上で、
通所型サービスAの従事者を必要数配置します。

通所介護、現行相当と通所Aを一体的に運営する 場合の介護職員・従事者の配置の考え方③

《配置例 3》

同一事業所での一体運営

要介護・現行相当
利用者 10名
(1単位)

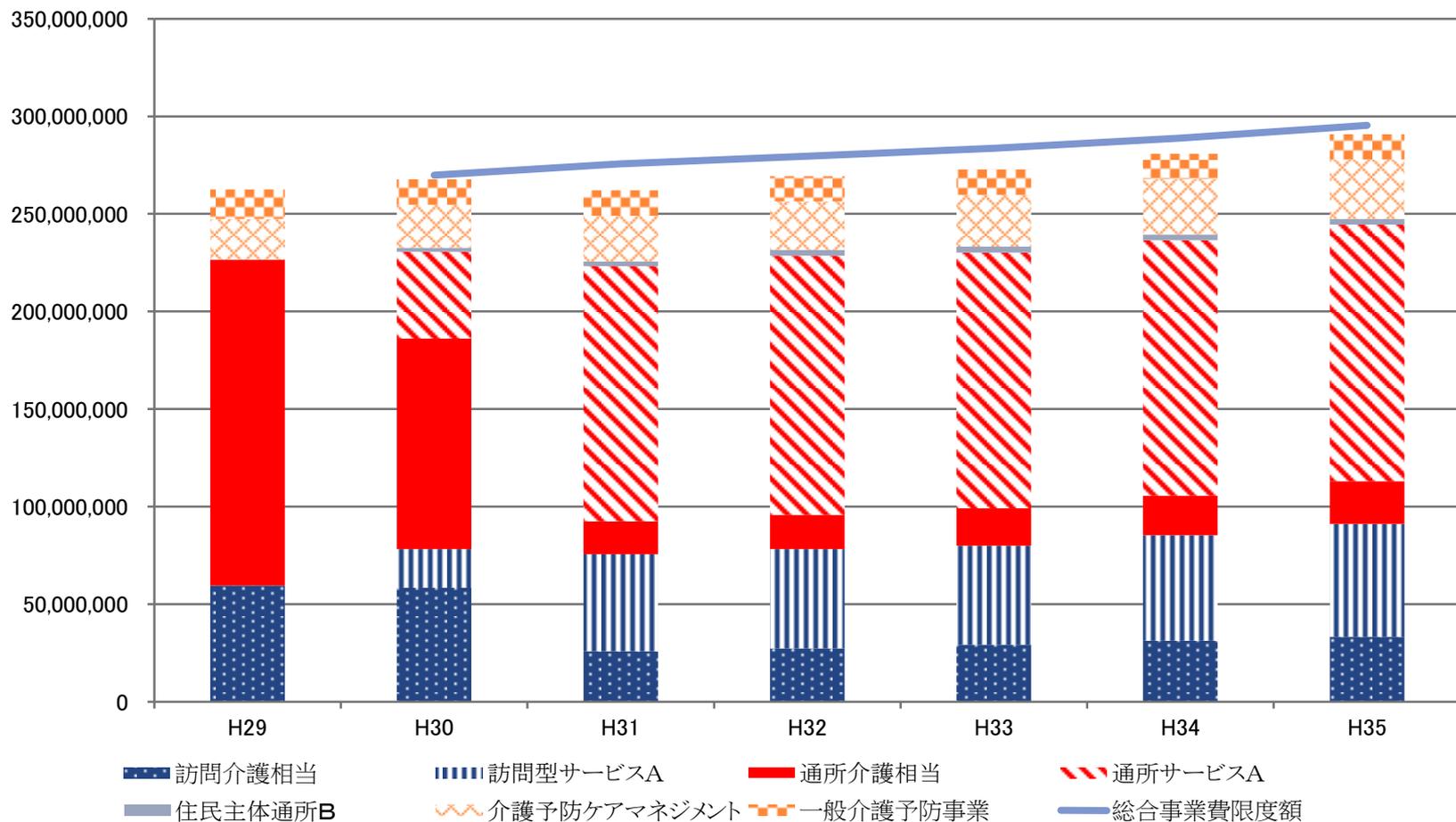
介護職員 1名必要
(7時間～9時間)

サービスA
利用者 10名(3時間)
午前(1単位)
従事者 1名必要

サービスA
利用者 15名(3時間)
午後(1単位)
従事者 1名必要

人員基準:通所介護または現行相当の人員基準を満たした上で、
通所型サービスAの従事者を必要数配置します。

総合事業費用額推計



今後のスケジュール

- 平成29年7月28日** **第1回事業者向け説明会**
- 8月上旬
～中旬** **新たなサービスへの参入意向調査**
- 10月** **新たなサービス事業の決定**
- 11月** **第2回事業者向け説明会**
(事業所指定事務、請求事務、基本チェックリスト・ケアマネジメントの考え方など)
- 2月中旬** **住民向け説明会**
- 平成30年4月 1日** **新たなサービス開始**